

関越自動車道

R 8 湯沢管内舗装補修工事

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
新潟支社 湯沢管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者について	2
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	3
7. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項	6
8. 工期	7
9. 関連工事に関する事項	7
10. 工程表及び履行報告に関する事項	9
11. 工事用材料に関する事項	9
12. 貸与品に関する事項	10
13. 保安に関する事項	10
14. 環境保全に関する事項	13
15. 再生資源及び建設副産物の活用	14
16. 事前検査に関する事項	16
17. 部分使用に関する事項	16
18. 現場環境改善に関する事項	17
19. 快適トイレ	19
20. クマ対策に係る費用	20
21. 業務用プレート等に関する費用	21
22. 三者協議会に関する事項	21
23. 工事変更等検討会の設置	22
24. カーボンニュートラル推進工事	22
25. 工事細部に関する事項	23
26. 率計上工事に関する事項	38
27. 補足事項	39

添付資料

様式－１	不動産貸付申請書
様式－２	工程表
様式－３	工事履行報告書
様式－４	現場完了届・一部現場完了届
様式－５－１～２	カーボンニュートラル施工計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	間接工事費計画書の提出について
様式－８	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－８（別添）	変更間接工事費計画書
様式－９	間接工事費増加費用見積書
様式－１０	間接工事費増加費用の負担額同意書
別添－１	施工確認願（車両後退時の通信方法）
別添－２	関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事 三者協議会協定書（案）
別添－３	低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 工事概要

1-1 工事名 関越自動車道 R8湯沢管内舗装補修工事

1-2 道路名 関越自動車道

1-3 工事箇所 自) 群馬県利根郡みなかみ町師 (月夜野IC)

緯度 36° 40' 40" 経度 139° 01' 10"

至) 新潟県小千谷市両新田 (小千谷IC)

緯度 37° 18' 20" 経度 138° 46' 50"

1-4 施工内容	切削オーバーレイ工	3.9 万㎡
	打換工	1.6 万㎡
	床版防水工	9.0 千㎡
	粗面処理工	1.2 万㎡
	道路掘削	600 m ³
	捨土掘削	1,400 m ³

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-53「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分 ・2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上
の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事
・市街地部(DID地区及びこれに準ずる地区)が施工場所に含まれない工
事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 主任補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)の表に下記を追加する。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者について

4-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

関越自動車道 月夜野 I C から小千谷 I C

上記を通過する市町村

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

敷地の所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
南魚沼郡湯沢町神立 (湯沢 I C 内)	約 2 0 0 m ²	工事用資材置場	本特記仕様書 7-2 の期間を除く工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、湯沢管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-1）を提出するものとし、敷地の使用に当たっては、別途不動産貸付契約を湯沢管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償（850円/m²・年）とし、期間に端数があるときは、1年を365日として日割り計算をするものとする。

5-2 作業基地

受注者は下記の敷地について工事用機械の作業基地として無償で使用するができるものとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

敷地の所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
群馬県利根郡みなかみ町大字小仁田 (水上 I C 内)	約 5 0 m ²	工事用機械の 作業基地	本特記仕様書 7-2 の期間を除く工事期 間中
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 (湯沢 I C 内)	約 1 0 0 m ²		
新潟県南魚沼市余川 (六日町 I C 内)	約 1 0 0 m ²		
新潟県魚沼市干溝 (魚沼 I C 内)	約 1 0 0 m ²		

5-3 大和S I C（下り線）施工における敷地に関する事項

（1）位置及び面積

大和S I C（下り線）施工における敷地は「設計図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに面積等は、下表のとおりとする。

名称	地先名	面積	使用目的
大和S I C（下り線） 施工ヤード	新潟県南魚沼市茗荷沢 （大和S I C外）	約5, 000㎡	大和S I C（下り線） における施工ヤード、 工事用資材置場

上記の敷地は、南魚沼市が管理しており、発注者が借地の手続きを行うものとする。使用可能期間は、本特記仕様書7-2の期間を除く工事期間中とする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）規制関係

道路及び位置	管理者名	摘 要
関越自動車道 月夜野 I C ～関越トンネル（152.6KP付近）	群馬県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
関越自動車道 関越トンネル（152.6KP付近） ～小千谷 I C	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	

なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（2）電力、通信施設関係

位 置		路線・施設名	管理者名	摘 要
全工事範囲		光通信ケーブル	KDD I (株) N E X C O 東日本	埋設及び添架
		メタル通信・電源ケーブル等	N E X C O 東日本	
関越自動車道	本線 137.40KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東京電力(株)群馬支 店渋川支社	上空架線
	本線 137.60KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 140.50KP	送電線 1 2 条、架空地線 2 条		
	本線 141.62KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 141.78KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 143.88KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター 給電技術センター	
	本線 144.00KP	送電線 3 条、架空地線 1 条		

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
関越自動車道	本線 159.96KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	上空架線
	本線 160.67KP	送電線 3 条	
	本線 160.90KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	
	本線 164.59KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 165.46KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 165.65KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 165.95KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 167.23KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 167.50KP	送電線 3 条	
	本線 167.65KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	
	本線 167.77KP	送電線 3 条	
	本線 167.95KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	
	本線 168.29KP	送電線 1 条	
	本線 169.08KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 175.20KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 175.58KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 177.48KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 179.50KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 179.60KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 181.29KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	
	本線 181.35KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	
	本線 182.41KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	

位 置		路線・施設名	管理者名	摘 要
関越自動車道	本線 182.53KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	上空架線
	本線 183.44KP	送電線 6 条、架空地線 2 条		
	本線 184.01KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	東北電力ネットワ ーク(株)新潟支店	
	本線 184.42KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	
	本線 184.65KP	送電線 3 条、架空地線 1 条		
	本線 188.02KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	東北電力ネットワ ーク(株)新潟支店	
	本線 189.40KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	
	本線 192.06KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	東北電力ネットワ ーク(株)新潟支店	
	本線 197.53KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 207.69KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 208.09KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 212.74KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 212.98KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	東京電力(株)信濃川 電力所	
	本線 213.32KP	送電線 1 2 条、架空地線 1 条	東北電力ネットワ ーク(株)新潟支店	
	本線 216.94KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	
	本線 223.33KP	送電線 6 条、架空地線 2 条		
	本線 223.33KP	光ファイバーケーブル 1 条 (J R 架空地線内の 1 本)	東京電力(株)信濃川 電力所	
	本線 225.10KP	送電線 6 条、架空地線 1 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	
	本線 225.73KP	送電線 3 条、架空地線 1 条	東北電力ネットワ ーク(株)新潟支店	
	本線 227.61KP	送電線 6 条、架空地線 1 条		
	本線 163.10KP	送電線 3 条	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理セ ンター給電技術セ ンター	

位 置		路線・施設名	管理者名	摘 要
関越自動車道	本線 185.98KP	電力線1条、通信用光ケーブル1条	公益社団法人移動通信基盤整備協会	上空架線
	本線 145.82KP ～146.22KP	配電線	東京電力パワーグリッド(株)	
	本線 199.65KP	送電線6条、架空地線1条	東北電力ネットワーク(株)新潟支店	

電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。

上記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。

(3) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項

7-1 作業抑制期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期 間 (予定)	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～令和9年5月上旬	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事及び休憩施設での工事
令和9年8月2日～令和9年8月3日		
令和9年8月上旬～令和9年8月下旬		
令和10年4月下旬～令和10年5月上旬		
令和10年8月2日～令和10年8月3日		
令和10年8月上旬～令和10年8月下旬		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 冬季休止期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、11月10日から翌年4月15日までの期間は冬季休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

8. 工期

8-1 工期

本工事は、共通仕様書 1-12 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事又は測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

8-2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. 関連工事に関する事項

9-1 第三者が施工する他の工事

契約書第 2 条に規定する N E X C O 東日本の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
関越自動車道 R 7 湯沢管内コンクリート構造物補修工事	交通規制の重複	令和8年3月18日 ～令和11年1月30日	N E X C O 東日本 湯沢管理事務所	(株)ケー・エフ・シー
関越自動車道 六日町地区函渠工工事	交通規制の重複	令和3年12月29日 ～令和11年3月1日	N E X C O 東日本 湯沢管理事務所	(株)奥村組
関越自動車道 水上橋耐震補強工事	交通規制の重複	令和6年3月9日 ～令和11年2月10日	N E X C O 東日本 湯沢管理事務所	(株)奥村組

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
関越自動車道 阿能川橋床版取替工事	交通規制の 重複	令和3年4月1日 ～令和12年2月21日	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	鹿島建設(株)・ (株)横河ブリッジ JV
新潟支社管内 ETC設備工事	交通規制の 重複	令和6年10月10日 ～令和9年5月27日	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	パナソニックコ ネクト(株)
新潟支社管内 R7ローカル伝送設備 改造工事	交通規制の 重複	令和8年3月27日 ～令和10年7月13日	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	富士通(株)
令和9年度 保全工事業務等	交通規制の 重複	令和9年4月 ～令和10年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ・メ ンテナンス新潟
令和10年度 保全工事業務等	交通規制の 重複	令和10年4月 ～令和11年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ・メ ンテナンス新潟
令和9年度 保全点検業務等	交通規制の 重複	令和9年4月 ～令和10年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリング 新潟
令和10年度 保全点検業務等	交通規制の 重複	令和10年4月 ～令和11年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリング 新潟
令和9年度 管理施設保全点検業務 等	交通規制の 重複	令和9年4月 ～令和10年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
令和10年度 管理施設保全点検業務 等	交通規制の 重複	令和10年4月 ～令和11年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
令和9年度 施設保全管理業務等	交通規制の 重複	令和9年4月 ～令和10年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
令和10年度 施設保全管理業務等	交通規制の 重複	令和10年4月 ～令和11年3月	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
関越自動車道 関越トンネル覆工空洞 調査	交通規制の 重複	未定	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	未定
関越自動車道 R8関越トンネル覆工 空洞調査	交通規制の 重複	未定	NEXCO東日本 湯沢管理事務所	未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に湯沢管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整することとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表（様式-2）

- 1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切削オーバーレイ工	オーバーレイ工、切削オーバーレイ工、レベリング工、路面切削工
打換工	打換工
床版防水工	床版防水工
粗面処理工	粗面処理工
道路掘削	道路掘削
捨土掘削	捨土掘削
雑工	上記以外

(2) 共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する履行報告（様式-3）

履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

11. 工事用材料に関する事項

11-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税込み）
湯沢 IC 内プラザ	150 円/m ³
魚沼 IC 内プラザ	163 円/m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

12. 貸与品に関する事項

12-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理費等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品 名	規格等	数 量	引渡場所及び引渡時期	貸与期間
道路維持作業用自動車	自走式標識車（2 t 車）	2 台	引渡場所：湯沢管理事務所 引渡時期：令和9年4月	冬季休止期間を除く工事期間中
	普通車（連続規制巡回用）	1 台		
積載型車載標識装置	2 t 搭載用	2 台		
交通規制標識類	ラバーコーン、自発光視線誘導標、ロボット誘導員、矢印板・規制標識、規制延長案内看板、工事標示板、規制作業協力御礼看板、回転灯、警告灯、防護設備	2 セット		

13. 保安に関する事項

13-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会）

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1)・2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 3 - 2 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 3 - 3 工事用車両の区別

共通仕様書 1 - 2 5 - 2 「交通安全」(2) に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとするほか、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は黄色回転灯を備えたものとする。なお、受注者は、監督員が標示板の標示内容の変更を指示した場合、その指示に従わなければならない。

また、標示板は受注者の責任において適切に管理するものとし、各工事用車両の使用が完了した場合は、その都度速やかに処分するものとする。

＜＜工事用車両標示板参考図＞＞



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法とし、下表を標準とする。

車両区分	サイズ	
	車両前	車両後
乗用車	A 4	A 4 又は A 3
ダンプ・トラック等	A 4	A 4、A 3 又は 300mm×1000mm 幕

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする。）

〇〇：受注者車両の通し番号

1 3 - 4 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

1 3 - 5 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大

音量電子ホイッスル等)の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 3 - 6 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両後退時には携帯型無線機(イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む)等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添-1「施工確認願(車両後退時の通信方法)」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 3 - 7 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 3 - 7 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル(令和3年7月)」(以下「マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 3 - 7 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 3 - 7 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

(1) 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種 別	所有者	条件等	貸与する資料	摘 要
通信ケーブル管 電源ケーブル管	N E X C O 東日本	埋設及び添架	管理用図面	
光ケーブル管	K D D I (株) N E X C O 東日本	埋設及び添架	管理用図面	

1 3 - 8 送配電線等上空施設損傷事故の防止対策

受注者は、一般道に位置する送配電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、「送配電線等上空施設損傷事故防止の手引き V e r . 4 (令和6年11月)」に基づき万全の措置を講じなければならない。また、送配電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業又は通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。

1 3 - 9 保安に関する費用

本特記仕様書 1 3 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当する物はその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書 1 3 - 6 「工事用車両後退時の安全対策」のうち携帯無線機等の通信機器に要する費用は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。
- ・本特記仕様書 1 3 - 1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 4 . 環境保全に関する事項

1 4 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 4 - 2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1 4 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施に当たり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 4 - 4 石綿に関する対応

大気汚染防止法 1 8 条の 1 5 に基づく事前調査が必要となる場合は、調査方案書を作成し、監督員の確認を得た上で調査を実施しなければならない。また、事前調査の結果、石綿含有が確認された場合は、石綿除去作業の追加を監督員から指示する場合がある。

なお、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 4 - 5 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 5 . 再生資源及び建設副産物の活用

1 5 - 1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数 量	活用方法等
アスファルト・コンクリート塊	関越自動車道の土工部・橋梁部	約4,500m ³	再資源化施設
コンクリート塊（有筋）	関越自動車道の橋梁部	約58m ³	再資源化施設
建設発生土	大和 S I C	約1,600m ³	最終処分 (残土処理場)
建設汚泥	関越自動車道の土工部	約450m ³	再資源化施設
	関越自動車道の橋梁部	—	—
建設混合廃棄物	関越自動車道の橋梁部	約200 t	最終処分

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト・コンクリート塊	宝砂利(株)	長岡市西川口 字桑巻 4795	受入時間：8:00～17:00、夜間：可（要事前連絡） 休日：日曜、祝祭日等(自社カレンダー) As・Con50cm 角以下、異物は鉄筋以外不可
	クラッシングセンター(株)	南魚沼市茗荷沢 1472-1	受入時間：8:00～17:00、夜間：可（要事前連絡） 休日：日曜、祝祭日等（自社カレンダー） As50×50×40cm 以下、Con50cm 角以下
	(株)湯沢重機建設	南魚沼市 長崎水尾新田 727-1	受入時間：8:00～17:00、夜間：応談 休日：日曜、第2・4土曜 As・Con 50cm 角以下
	森下企業(株)	南魚沼郡湯沢町 字松沢 1347 外 22 筆	受入時間：8:00～17:00、夜間：応談 休日：土曜、日曜、祝祭日、第2・4土曜 As・Con 50cm 角以下

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト・コン クリート塊	(株)フジモク	沼田市大釜町字 八幡平 333-1 他	受入時間：8:00～17:00、夜間：不可 休日：日曜、祝祭日 大きさ制限なし
コンクリート塊 (有筋)	宝砂利(株)	長岡市西川口 字桑巻 4795	受入時間：8:00～17:00、夜間：可（要事前連絡） 休日：日曜、祝祭日等(自社カレンダー) As・Con50cm 角以下、異物は鉄筋以外不可
	クラッシングセ ンター(株)	南魚沼市茗荷沢 1472-1	受入時間：8:00～17:00、夜間：応談 休日：日曜、祝祭日等(自社カレンダー) As50×50×40cm 以下、Co・二次製品：50cm 角 以下
	(株)種村建設	南魚沼市二日町 565-1	受入時間：8:00～17:00、夜間：否 休日：土曜、日曜、祝祭日 As・Con50×50×10cm 角以下
	森下企業(株)	南魚沼郡湯沢町 字松沢 1347 外 22 筆	受入時間：8:00～17:00、夜間：応談 休日：土曜、日曜、祝祭日、第2・4土曜 As・Con 50cm 角以下
建設発生土	南魚沼砂利協同 組合 三矢砂利(株)捨場	南魚沼市茗荷沢 1061-1	受入時間：8:00～17:00、夜間：不可 休日：土曜、日曜、祝祭日 草木等異物不可
建設汚泥	(株)魚沼クリーン サービス	南魚沼市津久野 下新田字江端11 番地2筆	受入時間：8:00～17:30、夜間：応談 休日：日曜、祝日、土曜
建設混合廃棄物	新潟ガービッジ (株)	南魚沼市新堀新 田629-831	受入時間：8:00～17:30、夜間：緊急時応談 休日：日曜、祝日、第2・4土曜

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥（関越自動車道の橋梁部）の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

15-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥（関越自動車道の橋梁部）の処理は除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含めるものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書15-1(3)により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

16. 事前検査に関する事項

16-1 事前検査

事前検査とは、しゅん功検査を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の現場検査の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査に先立ち現場検査を行うものをいう。

16-2 事前検査の実施

事前検査は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受注者から工事の現場完了届（様式－4）の提出があった場合に実施できるものとする。ただし、事前検査を実施するために必要な仮設設備等は対象外とし、現場が点在しており工事進捗状況が異なる場合等により、すべての現場が次の各号に掲げる要件をすべて満たせない場合は、適切な時期を見定めて事前検査を実施するものとする。

- （1） 設計図書（追加・変更指示を含む。）に示す工事が完成していること。
- （2） 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- （3） 設計図書により義務付けられた出来形調書、変更設計図書の資料整備が完了していること。

16-3 検査日及び事前検査員名の通知

監督員は、本特記仕様書16-2に示す現場完了届が提出された後に事前検査に先立って受注者に対して、検査日、事前検査員名及び検査内容を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

16-4 事前検査の内容

事前検査とは、監督員及び受注者の立会いのうえ、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現場にて確認すべき事項の検査を行う。

17. 部分使用に関する事項

17-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
オーバーレイ工施工箇所 切削オーバーレイ工施工箇所 粗面処理工施工箇所	各規制内の施工完了後	一般の用に供するため

18. 現場環境改善に関する事項

18-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書24に示すカーボンニュートラル推進工事の取組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善（仮設備関係）	作業負荷の低減	
現場環境改善（営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書19.「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善（安全関係）	盗難防止対策	
地域連携	社会貢献、地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

18-2 熱中症予防に係る対策費用

18-2-1 定義

熱中症予防に係る費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

18-2-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

18-2-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

18-2-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

19. 快適トイレ

19-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

19-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める性能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５ｋｇ以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法９００×９００ｍｍ以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する。
	（２２）窓の大きさの応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

19-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

19-4 費用の取り扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除した上で、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

20. クマ対策に係る費用

20-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

20-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

20-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 1. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（E T C対応）等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（E T C対応）等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区 間	備 考
関越自動車道	沼田 I C～長岡 I C間	・ 交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車、道路巡回車 ・ プラントから現場までのアスファルト合材運搬車及び作業基地から現場までの切削機・フィニッシャー・転圧機械・廃材運搬車

2 2. 三者協議会に関する事項

2 2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として、「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- 1) 大和 S I C道路掘削の設計
- 2) その他監督員が指示する事項

2 2-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-2に示す「関越自動車道 R 8湯沢管内舗装補修工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 2-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2-4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 3．工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 4－1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－５－２）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 4－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－５－１）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算ＣＯ２排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 4－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （４）本工事において実施が確認できる取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

24-4 加點評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「24-1」及び「24-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「24-3」に示す加點評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「24-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

24-5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

24-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

25. 工事細部に関する事項

25-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に下記を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

(17) 送配電線等上空施設損傷事故防止の対策

25-2 単価表の表記区分

(1) オーバーレイ工、切削オーバーレイ工及び打換工の単価表の項目に示す記号は、次のとおりとする。

単価表の項目の記号	記号の意味
A 2	合材種別が高機能舗装Ⅱ型用混合物
B	合材種別が表層用混合物
H 1、H 2	合材種別が高弾性上層路盤用混合物

(2) 上記以外の単価表の項目に示す記号は、次のとおりとする。

単価表の項目の記号	記号の意味
(R)	昼夜連続規制による昼間作業
無表記	昼間作業

2 5 - 3 道路掘削、捨土掘削

2 5 - 3 - 1 定義

共通仕様書 2 - 6 - 1 「定義」 (1) に規定する道路掘削の作業内容は下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
土砂	1) 設計図に示す仮設 S I C 部の土砂の掘削、積込 2) 設計図に示すラウンドアバウト部への土砂の運搬 3) 設計図に示すラウンドアバウト部の盛土 土砂区分：土砂 A

共通仕様書 2 - 6 - 1 「定義」 (3) に規定する捨土掘削の作業内容は下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
土砂 A	1) 設計図に示す仮設 S I C 部の土砂の掘削、積込 2) 処理施設への運搬、処分 土砂区分：土砂 A

2 5 - 3 - 2 施工

共通仕様書 2 - 6 - 5 「施工」に下記を追加する。

(1 0) S I C 部の盛土の施工

S I C 部の盛土については、共通仕様書 2 - 7 - 2 ~ 2 - 7 - 6 の規定に従い施工しなければならない。

2 5 - 4 アスファルト舗装改良工

2 5 - 4 - 1 適用すべき諸基準

共通仕様書 1 3 - 2 「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

低速プロファイラの運用に関する補足資料 (別添 - 3)

高弾性上層路盤用混合物設計・施工管理要領 (令和 6 年 4 月)

2 5 - 4 - 2 種別

共通仕様書 1 3 - 8 - 4 「種別」に下記の項目を追加する。

(1) オーバーレイ工

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
A 2 (t = 4 cm) (R)	本線橋梁部において、レベリング工施工後に厚さ 4 c m の高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの (レベリング工は F B 1 3 (R) にて検測)	—

(2) 切削オーバーレイ工

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
A 2 (t = 4 cm)	既設舗装面を路面切削機により切削した後、表層に厚さ 4 c m の高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの	37
A 2 (t = 4 cm) (R)		37

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
A 2 (t = 10 cm) (R)	既設舗装面を路面切削機により切削した後、基層に厚さ6 cmの基層用遮水性アスファルト混合物を舗設し、表層に厚さ4 cmの高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの	96
B (t = 4 cm)	既設舗装面を路面切削機により切削した後、表層に厚さ4 cmの表層用混合物を舗設するもの	38
B (t = 4 cm) (R)		36
B (t = 5 cm)	既設舗装面を路面切削機により切削した後、表層に厚さ5 cmの表層用混合物を舗設するもの	48

(3) 打換工

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
H 1 (t = 15 cm) (R)	水上 I C～魚沼 I C間の土工部において、既設上層路盤及び下層路盤を路面切削機により切削した後、15 cmの高弾性上層路盤用混合物を2層仕上げにて舗設するもの	上層90～110 下層40～60
H 2 (t = 15 cm) (R)	魚沼 I C～小千谷 I C間の土工部において、既設上層路盤を路面切削機により切削した後、15 cmの高弾性上層路盤用混合物を2層仕上げにて舗設するもの	150

(4) レベリング工

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
F B 1 3 (R)	オーバーレイ工 A 2 (t = 4 cm) (R) のレベリング層として F B 1 3 混合物を舗設するもの	—

「舗装施工管理要領」に規定する舗装工事管理週報（管理様式－202）の提出にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

(5) アスファルト舗装改良工に使用するアスファルト混合物の種別は、次のとおりとする。

アスファルト混合物の種別	アスファルトの種別	標準 アスファルト量	骨材配合 設計粒度	供試体 突固回数	密度 (t/m^3)
表層用混合物	改質アスファルト (寒冷地Ⅰ・Ⅱ の表層用)	注1) 5.6%	最大粒径 13mm タイプB	両面75回	2.44
高機能舗装Ⅱ型用 混合物	改質アスファルト (寒冷地Ⅰ・Ⅱ の表層用)	注1) 5.8%	最大粒径 13mm	両面50回	2.44
基層用遮水性アスファルト 混合物	改質アスファルト (一般用)	注1) 5.3%	最大粒径 20mm	両面75回	2.49
F B 1 3 混合物	改質アスファルト (一般用)	注1) 6.1%	最大粒径 13mm	両面50回	2.47
高弾性上層路盤用 混合物	ストレートアスファルト 60/80 (硬質特殊添加剤)	注1) 5.3%	最大粒径 20mm	両面50回	2.53

注1) アスファルト量に変更が生じて、契約単価の変更は行わないものとする。

2 5 - 4 - 3 事前調査

本工事を実施するにあたり、下記に示すとおり、舗装の劣化状況及び橋梁部については舗装厚確認のためコア採取を行い、監督員へ報告するものとする。なお、これらに要する費用については、事前調査に必要な交通規制費を除き、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

単価表の項目	コア採取頻度	備 考
オーバーレイ工 切削オーバーレイ工	1 箇所/20m 以上 50m 未満・車線 2 箇所/50m 以上 80m 未満・車線 3 箇所/80m 以上 100m まで・車線 ※20m未満・車線のコア採取は行わない	・1車線当たり「IWP」又は「OWP」のいずれかの1側線に対し100m毎3箇所 ・コア採取深さ、土工部は200mm、床版防水の施工橋梁は1連(1スパン)3箇所75mm、1連の延長が80m以上の橋梁においては左記の頻度による ・橋梁部において補修深さが40mm又は50mmである箇所はコア抜きを行わない

コア採取の施工は、舗装損傷状況の確認を目的に行うため、削孔によりコア本体に損傷が発生しないよう留意すること。コア採取後に各層(表層、基層、上層路盤等)でのひび割れや土砂化等の損傷状況を監督員に報告すること。コアの採取位置については、監督員の指示に従うものとする。橋梁部については、床版面を損傷させることがないようにコア採取を行うこと。万が一損傷させた場合は、補修を行うこととし、これに要する費用については、受注者負担とする。

なお、事前調査数量の大幅な変更及び事前調査の結果、切削厚、舗装厚、舗装補修面積等の変更が必要と監督員が認めた場合、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 5 - 4 - 4 補修箇所の変更及び追加の取り扱い

監督員が補修箇所の変更及び追加を指示した場合、その費用については監督員の受注者で協議し定めるものとする。

2 5 - 4 - 5 試験舗装

受注者は、工事の施工に先立ち、共通仕様書 1 3 - 8 「アスファルト舗装改良工」に示す各規定に適合した材料及び施工機械を用いて、監督員の立会いのもとに試験舗装を行わなければならない。試験舗装面積、混合物の種類及び場所は下表に示すとおりとする。なお、混合物の種類・厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は、アスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

混合物の種類	予定面積	回 数	実施予定場所	単価表の項目
基層用遮水性 アスファルト混合物	各混合物 150㎡程度	プラント毎 に 1 回	湯沢 I C 内プラザ	切削オーバーレイ工 A 2 (t = 1 0 cm) (R)
高弾性上層路盤用 混合物				打換工 H 1 (t = 1 5 cm) (R) 打換工 H 2 (t = 1 5 cm) (R)

なお、試験舗装の施工に先立ち監督員に計画書を提出するものとし、試験舗装の結果については、監督員に報告し本施工に反映させるものとする。これら試験舗装に要する費用は関連する契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（面積、場所、回数、混合物の種類など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 5 - 4 - 6 プラント

共通仕様書 1 3 - 8 - 6 「プラント」に下記の項目を追加する。

「舗装施工管理要領」に規定する「付録 2 プラント管理試験方法 2. プラント計画」に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、共通仕様書 1 - 3 0 - 2 「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、主任（監理）技術者等が立ち会うものとする。

2 5 - 4 - 7 路面切削

共通仕様書 1 3 - 8 - 9 「路面切削」に下記の項目を追加する。

- (1) 土工部の切削後、切削面の損傷を確認した場合は監督員に報告し、その補修方法を指示した場合はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (2) 既設路面の切削後、走行軌跡部の永久変形を確認した場合は、監督員へ報告し、切削深の変更を指示した場合はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 打換工 H 1 (t = 1 5 cm) (R) に伴う下層路盤材の建設汚泥（関越自動車道の土工部）は、本特記仕様書 1 5 - 1 に示す再資源化施設へ運搬・処分するものとし、これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

2 5 - 4 - 8 舗 設

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 1 「舗設」に下記の項目を追加する。

- (3) 橋面舗装において、コア採取する場合には、横断勾配の低い側の路肩部で採取することを基本とする。また、コア採取後の復旧方法について、事前に監督員へ施工方法を提出し、当該箇所の防水工の補修を行った上、合材で埋め戻すこととする。

2 5 - 4 - 9 瀝青材

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 3 「瀝青材」に下記の項目を追加する。

(4) 規格

アスファルト舗装改良工のタックコートに使用するアスファルト乳剤は、タイヤ付着抑制型乳剤（PKM-T）（JEAS）又は、同等以上と監督員が認めたものとする。

2 5 - 4 - 1 0 基層用遮水性アスファルト混合物

(1) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する骨材の配合設計粒度は下表のとおりとする。
なお、使用する骨材の密度が 0.2 g/cm^3 以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表-1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計の標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95~100
13.2	75~90
9.5	65~83
4.75	50~67
2.36	37~53
0.6	24~30
0.3	16~24
0.15	9~14
0.075	7~10

(2) 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種 別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとに As 量 5 点で標準各 3 個、推定量最適 As 量を挟む 3 点で水侵各 3 個	表－1 表－3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注)	上記試験を満足する各粒度の最適 As 量で 1 回 (3 枚/回)	表－3
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適 As 量で 1 回 (2 枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適 As 量で 1 回 (3 個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

表－3 基層用遮水性アスファルト混合物の品質基準

項 目	基準値
マーシャル安定度 (kN)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

(3) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず下表のとおりとする。

表－４ 基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種 別	項 目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各 2 個/1 回
	混合条件	アスファルト量	—	3 点/1 混合物 注 1)
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/1 配合 As 量 3 点で標準、水浸各 3 個
		アスファルト含有量試験	試験便覧 G028	1 回/1 配合 (2 個/1 回)
		ホイールトラッキング試験 注 2)	試験便覧 B003	1 回/1 配合 (3 枚/1 回)
		透水係数 注 3)	試験便覧 B017T 注 4)	1 回/1 配合 (3 個/1 回)
		水浸ホイールトラッキング試験 注 3)	試験法 244	2 枚/1 配合

注 1) 粒度又はアスファルト量のいずれかを変化させて 3 点実施するものとし、監督員の指示に従うものとする。

注 2) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の 100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。

注 3) 供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。

注 4) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係 1－1 (4) (b) (ii)に従って行う。

2 5 - 4 - 1 1 支払

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 6 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
13-(9)	オーバーレイ工 A 2 (t = 4 cm) (R)	m ²
13-(10)	切削オーバーレイ工 A 2 (t = 4 cm) A 2 (t = 4 cm) (R) A 2 (t = 1 0 cm) (R) B (t = 4 cm) B (t = 4 cm) (R) B (t = 5 cm)	m ² m ² m ² m ² m ² m ²
13-(12)	打換工 H 1 (t = 1 5 cm) (R) H 2 (t = 1 5 cm) (R)	m ² m ²
13-(14)	レベリング工 F B 1 3 (R)	t

2 5 - 5 床版防水工

2 5 - 5 - 1 種別

共通仕様書 1 3 - 9 - 2 「種別」に下記の項目を追加する。

単価表の項目	区分内容
床版防水工 B 2 (R)	既設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードⅡに適合する防水層を施工するもの。 床版部下地処理はウォータージェット工法によるもの。
床版防水工 C 1 (R)	既設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードⅠに適合する防水層を施工するもの。

2 5 - 5 - 2 材料

共通仕様書 1 3 - 9 - 3 「材料」に下記を追加する。

床版防水工 C 1 (R) の材料は「舗装施工管理要領」Ⅲ - 3 - 2 及び 3 - 3 の規定に適合しなければならない。

2 5 - 5 - 3 施工

共通仕様書 1 3 - 9 - 4 「施工」に下記を追加する。

(3) 床版防水工 B 2

5) 床版防水工 B 2 (R) で行う下地処理のウォータージェット工法の水圧は、2 0 0 ～ 2 2 0 M p a 程度で 1 ～ 2 回床版上面の表面処理を行い、既設構造物や第三者被害を与えないように慎重に行うものとする。なお、床版面の廃材等が前記回数で除去できない場合は、監督員に報告し、監督員が追加研掃又はその他の工法を指示した場合はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

端部防水（地覆部）の下地処理はディスクサンダー工法によるものとする。

(5) 床版防水工C 1 (R)

- 1) 床版防水工C 1 (R) の施工は、「舗装施工管理要領」Ⅲ－3－4の規定に従って行わなければならない。
- 2) 床版面等の補修により発生した廃材の処理が必要と監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 5－5－4 支払

共通仕様書 1 3－9－6 「支払」に下記の項目を追加する。

- (4) 床版防水工B 2 (R) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う床版及び地覆面の清掃、下地処理、濁水処理、接着層の施工、防水材の施工、養生、端部防水層の施工、端部保護材の施工等床版防水工B 2 (R) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (5) 床版防水工C 1 (R) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う床版及び地覆面の清掃、接着層の施工、防水材の施工、養生、端部防水層の施工等床版防水工C 1 (R) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
13－(16)	床版防水工	
	床版防水工B 2 (R)	m ²
	床版防水工C 1 (R)	m ²

25-6 交通規制工

25-6-1 種別

共通仕様書 19-3-2 に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については次のとおりとする。

(1) 車線規制

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の工事内容	規制時間
車線規制 A (15 千台/日 未満)	関越自動車道 月夜野IC～小千谷IC	事前調査 粗面処理工	8:00～19:00 (9:00～17:00)
車線規制 B (15 千台/日 未満)	関越自動車道 月夜野IC～小千谷IC	切削オーバーレイ工	7:00～19:00 (8:00～17:30)
連続車線規制 1 (昼夜) 2 (昼夜) 3 (昼夜) 4 (昼夜) 9 (昼夜) 11 (昼夜) 15 (昼夜) 16 (昼夜) 18 (昼夜) 22 (昼夜) 24 (昼夜)	関越自動車道 水上IC～小千谷IC	オーバーレイ工 切削オーバーレイ工 打換工 ベリング工 床版防水工 路面切削工	規制設置日 7:00～翌7:00 連続規制日 (2～25日間) 7:00～翌7:00 規制撤去日 7:00～19:00 (各日8:00～17:30)

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

②上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置時間（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内における施工可能時間を示す。

④受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
なお、受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

25-6-2 施工

(1) 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、昼夜連続規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

2 5 - 6 - 3 夜間巡回

(1) 巡回内容

連続車線規制を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は17時～翌8時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。

なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員以外の人員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記(1)の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)に要する費用は、交通規制の契約単価に含むものとし、別途検測は行わないものとする。

2 5 - 6 - 4 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

2 5 - 6 - 5 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とが協議し定めるものとする。

2 5 - 6 - 6 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 5 - 6 - 7 近接した工事との相互協力

受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

2 5 - 6 - 8 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>		<u>検測の単位</u>
19-(1)	交通規制工	
	車線規制A	回
	車線規制B	回
	連続車線規制○(昼夜)	回

※○は、連続車線規制の実施夜間日数を示す。

2 5－7 路面切削工

2 5－7－1 定義

路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機により所定の深さまで切削するものをいう。

2 5－7－2 種別

路面切削工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	平均切削深 (mm)
A (t = 7.5 cm) (R)	床版防水工施工に伴い橋梁部の既設舗装面を路面切削機により厚さ 6.5 cm 程度切削した後、残アスファルトの取除きを行うもの。	62

2 5－7－3 舗装廃材の処理

既設舗装の切削及び剥ぎ取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書 1 5－1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

2 5－7－4 施工

- (1) 橋梁部の切削に際し、既設床版面の不陸により著しく切削深の変更及び不陸の補修等が必要となる場合は、監督員に報告しその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (2) 橋梁部の床版面に損傷を確認した場合は、監督員へ報告し、その補修方法を指示した場合はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 路面切削工の施工に際し、事前調査による既設舗装厚さを加味し、床版を傷つけないように切削を行うものとし、1 cm 程度はバックホウ等にて残アスファルト合材の剥ぎ取りを行うものとする。なお、バックホウ等にて行う残アスファルト合材の剥ぎ取りに伴う費用は、関連する単価表の項目の単価に含まれるものとする。

2 5－7－5 数量の検測

路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

2 5－7－6 支払

路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切削、舗装廃材及び残アスファルト合材の剥ぎ取りにより発生する廃材の運搬、処理、施工面の清掃等路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(1)	路面切削工	
	A (t = 7.5 cm) (R)	m ²

2 5－8 粗面処理工

2 5－8－1 定義

粗面処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設コンクリート舗装面のすべり抵抗性の回復を行うものをいう。

2 5－8－2 種別

粗面処理工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	コンクリート舗装面に幅 1 m でショットブラストマシンを用いて、粗面処理するもの。

2 5－8－3 施工

- (1) ショットブラストの暫定投射密度は 150 kg/m^2 で想定しているが、施工の初日において、代表的な箇所で試験的に施工を行い、本特記仕様書 2 5－8－4 「出来形基準等」の諸基準を満足する施工条件の確認を行うこととする。なお、これらの費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) 粗面処理工に使用する機械は、粉塵等の飛散が生じないものを使用しなければならない。
- (3) コンクリート舗装に対する粗面処理工終了後、交通開放するにあたっては、本線に廃材等を残さないように清掃しなければならない。
- (4) 粗面処理工にて発生した廃材の処理が必要と監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 5－8－4 出来形基準等

粗面処理工の出来形基準は、舗装施工管理要領「Ⅲ－2. 粗面処理工法 2－2 出来形基準」表Ⅲ－2－1 によるものとする。

2 5－8－5 数量の検測

粗面処理工の数量の検測は、設計数量 (m^2) で行うものとする。

2 5－8－6 支払

粗面処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 1 m^2 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うキャリブレーション、粗面処理、防護、清掃等粗面処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(2)	粗面処理工	
	A	m^2

25-9 路上作業安全講習の関する事項

25-9-1 定義

路上作業安全講習とは、路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

25-9-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講師 (株)ネクスコ・サポート新潟 社員
- (3) 費用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当含まず）
- (4) 実施日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内容

項目	内容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1(5)に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

25-9-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入りを監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 主任（監理）技術者
- (4) 保全安全管理者

25-9-4 路上作業安全講習申込書の提出

受講にあたっては、監督員から受領した工事打合簿に基づき、路上作業安全講習申込書を(株)ネクスコ・サポート新潟 安全教育課に提出する。また、路上作業安全講習後、下記の書類を監督員へ提出するものとする。

- ・「路上作業安全講習受講証明書」（写し）

- ・「路上作業安全講習受講者名簿」
- ・「信憑書類」

2 5 - 9 - 5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

2 5 - 9 - 6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に基づいて路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特-（3） 路上作業安全講習	回

2 6．率計上工事に関する事項

2 6 - 1 率計上工事

2 6 - 1 - 1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分についての見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書2 6 - 1 - 2 に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

2 6 - 1 - 2 当初契約金額

当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費①による項目のうち、単価表の番号（1～29）の金額の合計に対して2%を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5ケタとし、有効数字6ケタ目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す概略発注工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。

また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。

2 6 - 1 - 3 種別

率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量総括表によるものとする。

2 6 - 1 - 4 契約変更について

契約締結後、率計上部分の対象項目については現地踏査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとする。

「特-（4）率計上工事に関する事項」の単価表項目の新単価算出にあつては、単価表の項目を上限とせずに契約変更を行うものとする。

2 6 - 1 - 5 率計上工事対象項目

率計上工事とは、契約参考図書及び数量総括表に基づき、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべてについて率計上の対象としている。

	単価表の項目	検測の単位
特一(4)	率計上工事に関する事項	式

2 7. 補足事項

2 7 - 1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 冬季経過後の路面状況により、事前調査工を追加する場合がある。
- (2) 舗装内部の水平ひび割れ等の状況により、止水目地工を追加する場合がある。
- (3) 橋梁床版にクラック等損傷がある場合は、W J 工法もしくは打撃工法による床版補修を追加する場合がある。
- (4) 橋梁床版に不陸がある場合は、不陸調整工を追加する場合がある。
- (5) 伸縮装置の取替を追加する場合がある。
- (6) 大和 S I C (下り線)において、土質試験の結果、道路掘削に使用する材料を変更する場合がある。
- (7) 大和 S I C (下り線)において、種散布工を追加する場合がある。

2 7 - 2 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章表 1 - 3「割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事内容
試験舗装費	本特記仕様書 2 5 - 4 - 5 に示す試験舗装に要する費用をいう。

2 7 - 3 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1 - 5 1 - 2「工事記録情報」に規定する、工事記録情報については次のとおりとする。

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届(様式-6)」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2 7 - 4 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 7 - 5 災害協力業務

本工事期間中に工事箇所的高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

2 7 - 6 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

2 7 - 7 間接工事費の変更

2 7 - 7 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 7 - 7 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 7 - 7 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式 7）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書（様式－７）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

２７－７－４ 間接工事費の増加費用の協議

- （１）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式－８）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
 - （２）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
 - （３）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－９）を監督員に提出し協議するものとする。
 - （４）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額に関する協議書により受注者は、間接工事費増加費用の負担額同意書（様式－１０）を監督員に提出するものとする。
- なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２７－７－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

２７－７－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- （１）共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－７）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （２）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－７）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （３）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- （４）なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２７－７－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

27-7-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

27-8 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要の手続きの流れについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）を参考にするものとする。なお、当該ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf

27-9 社会情勢の変化に伴う費用の協議

27-9-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	内 容
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

27-9-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、27-9-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

27-10 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所長

殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

(工事名)

特記仕様書 5－1 の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、
申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

工 期

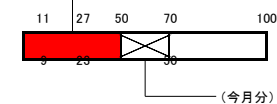
自) 令和 年 月 日

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

令和 年 月 日

新潟支社 湯沢管理事務所

(前月まで) (線上に計画出来高 %))



(線下に実施出来高 %)

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告書

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

受注者

現場代理人

契約金額

工 期 自) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)
 至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
雑工							
跡片付け							
全 体							

様式－ 4

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者

現場完了届・一部現場完了届

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

標記工事について工事目的物が完成しましたので、お届けいたします。

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容	
例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)	
例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)	
バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。	
削減されるCO2排出量(t) = ■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)	
= ★★t	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施する とした取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

=★★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所 監督員

_____ 殿

受 注 者
現場代理人
管理技術者 _____

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工事契約番号			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

標記工事について、特記仕様書「2 7. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

標記工事について、特記仕様書「2 7. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

様式－ 8 （別添）

変更間接工事費計画書

（工事名） 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給			
小計						
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用見積書

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり
見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

様式－１０

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 関越自動車道 R 8湯沢管内舗装補修工事

令和 年 月 日付け 号を協議のありました間接工事費増加費用の負担額については
同意いたします。

以 上

様式第 1 号

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

(工事名) 関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他 上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

- (注 1) 該当する項目の□にレマークを記入すること。
(注 2) 使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
(注 3) Kcube2 による提出とする。

関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

関越自動車道 R 8 湯沢管内舗装補修工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱新潟支社湯沢管理事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第 1 条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第 2 条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第 3 条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱新潟支社湯沢管理事務所に置き改良 I 課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第 4 条第 1 項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第 4 条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 大和 S I C 道路掘削の設計

2) その他監督員が指示する事項

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の14日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平坦性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人 印

低速プロファイラ使用確認願
工事名)

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

- 1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名
製造会社名) ○○
機 種 型 式) ○○
製 造 番 号) ○○
- 2. 添付書類
 - ・ 製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各 1 部

以上

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法	
製造会社名		機種型式	
測定年月日		測定者	
		製造番号	
		舗装種別	

IRI精度評価値		試験プロファイル												平均	プロファイラ性能評価値		試験プロファイル												平均
		往路						復路									往路						復路						
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目							
基準プロファイル (移植性性能値)	水準																												
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目																											
		2回目																											
		3回目																											
		4回目																											
		5回目																											
		6回目																											
	復路	1回目																											
		2回目																											
		3回目																											
		4回目																											
		5回目																											
		6回目																											

距離測定精度		距離測定			
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回
基準長					
測定長	往路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
	復路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
	全回平均				

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=		－	
	=			

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値														試験プロファイル										プロファイラ性能評価値														試験プロファイル													
基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均	基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均																				
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																											
			0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982				0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																				
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970							0.988	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951								0.968																				
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990										2回目			0.970	0.970	0.980	0.970																											
		3回目				0.980	0.990	0.990										3回目				0.960	0.970	0.970																											
		4回目					0.990	0.980										4回目					0.970	0.960																											
		5回目						0.990										5回目						0.970																											
		6回目																6回目							0.970																										
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970		0.988	復路	1回目								0.970	0.960	0.980	0.970	0.951		0.968																			
		2回目									0.990	0.990	1.000	0.990				2回目									0.970	0.970	0.980	0.970																					
		3回目										0.980	0.990	0.990				3回目									0.960	0.970	0.970																						
		4回目											0.990	0.980				4回目										0.970	0.960																						
		5回目												0.990				5回目										0.960	0.970																						
		6回目																6回目											0.960	0.960																					

距離測定精度			距離測定				
基準長			240.000	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回	
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%	
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%	
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%	
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%	
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%	
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%	
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%	
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%	
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%	
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%	
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%	
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%	
	全回平均					0.06%	99.94%

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.982	×	0.988
	=	0.970		(97.0%)
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=	0.962	×	0.968
	=	0.931		(93.1%)
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=	1	－	0.06%
	=	99.94%		